

2007年8月15日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課御中

働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地 保馬

## 石綿健康管理手帳に関する労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び関係告示の制定（案）についての意見

新たな省令および関係告示により、石綿健康管理手帳の交付要件が緩和され、現在より多くのばく露者に手帳が交付されることは評価しますが、石綿健康管理手帳制度をよりよいものとするため、意見を述べます。省令および関係告示に以下の項目を取り入れていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1. 手帳の交付要件について

- ① 現行の胸膜プラークもしくは石綿肺所見を有するものに、ばく露要件（高濃度ばく露1年以上、中低濃度ばく露10年以上）を追加するのではなく、他の特定化学物質と同様にばく露要件を基本とすること。  
この場合省令案にある「石綿等を取り扱う作業」は、「石綿による疾病の認定基準」における「石綿ばく露作業」と同一のものとし、「間接的なばく露を受ける作業」も含め、健康管理と補償の制度的統一を図ること。
- ② ばく露要件では、1年以上の高濃度ばく露の場合は「初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過」とあり、中低濃度ばく露の場合は「10年以上の従事歴」を要件としているが、短くする方向で医学的に検討すること。
- ③ ばく露要件を満たさなくても胸膜プラーク、石綿肺所見を有するものは従来どおり手帳交付対象者とする。

#### 2. アスベストばく露により将来健康障害が発生するおそれのある、作業者に在職中から健康管理手帳を交付し、生涯にわたる健康管理を実施すること。

##### 【理由】

アスベストは多くの事業所で使用されてきた。雇用が流動化している現状からすれば、アスベストに関する国民的関心が高まっている現在、交付要件を満たす暴露者に対して、一斉に健康管理手帳を交付し、今後の健康管理の重要性を喚起する必要がある。退職時までの時間の経過とともに、アスベスト曝露の記録・記憶がいつそう薄れていき健康管理が不十分になる恐れが大きい。また今後のアスベスト曝露者は、建材等の解体作業や産業廃棄物処理などが主に想定される。これらの作業者の多くは不安定雇用労働者であり、終身雇用の工場労働者を想定した退職時の交付は現実的に無理がある。

3. 一人親方・自営業者にも健康管理手帳を拡大させるべきである。とりわけ労災に特別加入していた一人親方には直ちに交付すること。

【理由】

アスベストは多くは建材に使用されてきた。現場では労働者・一人親方・自営業者が一体となってアスベスト作業を行ってきた。アスベスト使用を禁止しなかった国の責任の重大性に鑑み、全てのアスベスト作業者に石綿健康管理手帳を交付すべきである。とりわけ労災保険に特別加入していた一人親方への交付は直ちに行われる必要がある。

4. 受診できる医療機関を大幅に増やすこと。受診者の「主治医選択権の自由」を考慮し、労災病院、公的病院だけでなく患者・受診者からの要望が強く、石綿関連疾患の知識・理解のある医療機関を指定医療機関に加えること。

【理由】

現在多くの都道府県では数箇所の医療機関でしか、健康管理手帳による検診を受けることが出来ない。今回の制度改定により手帳保持者が大幅に増加する。確実な健康管理を進める上でも検診医療機関の大幅な増加が必要である。

指定医療機関については、労災病院、公的病院が主で行政の一方的指名で指定されている。患者・受診者からの要望が強く、アスベスト関連疾患の知識・理解のある医療機関を加えることに重点を置いたものにする必要がある。受診者の「主治医選択権の自由」を考慮したものとするのが大切である。

5. 検診を行う医療機関の医学的なレベルアップをはかり、CT検査を必須とするなど検診内容・項目の充実をはかること。ばく露者の生涯にわたる健康管理が行なえるよう石綿関連疾患に詳しい医師の養成をすすめ、医療機関の体制を整えること。

【理由】

検査項目も年2回の胸部レントゲンのみという県もある。CT検査を必須とするなど検診内容・項目を充実し、疾病の早期発見や健康管理に役立つ制度とする必要がある。また石綿関連疾患に詳しい医師の養成を急ぎ、医療機関の体制の確立をする必要がある。

6. 健康管理手帳については以下の改善を行うこと

- ① 医学的所見の記載の羅列ではなく、アスベスト関連疾患の説明を加えるなどして受診者が自らの健康状態を理解できるようにするなど、受診者が見て理解ができるように工夫を加えること。
- ② 労災認定疾患に関する説明を入れ、受診者が労災適用になる場合は速やかに申請できるようにすること。
- ③ 受診者が健康に留意すべき事項がわかるようにすること。

- ④ 受診者の疑問や兆候に関する記載欄をもうけること
- ⑥ 相談窓口、受診可能医療機関の記載をいれること
- ⑦ 作業従事歴の記載欄をもうけること。

【理由】

現在の健康管理手帳は医学的所見の記入欄が主で、受診者、医療機関に双方にとって有意義なものではない。両者が共同して健康管理をすすめるのに役立つ手帳とし、労災申請など受診者の権利行使にも役立つ内容とすることが必要である。

また2.とも関連するが、今回の改正案では手帳様式に喫煙歴の記入欄を設けるとあるが、手帳公布後も建築物や工場設備の改修・解体作業や船舶・車両の修理・改造作業などで石綿粉じんをばく露するおそれがある。建設労働者や造船工など不安定労働者層の場合、手帳交付後も断続的に石綿等の製造・取扱業務に従事することがあり得るので、備忘録をかねて作業従事歴（企業・事業場名、所在地、従事業務、従事期間等）の記録欄をもうけるべきである。

7. テレビコマーシャル等も活用し、石綿健康管理手帳制度を国民に周知徹底させること。

【理由】

石綿をばく露し健康管理手帳交付されるべき有資格者でも手帳を所持していない国民は多数にのぼる。健康管理手帳制度と石綿関連疾患の正しい知識を、国民、関連企業、行政、医療機関などに周知徹底させることはきわめて重要である。